

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人国立高等専門学校機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしている。平成19年度においては、平成18年度の業績評価を参考に検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

###### 法人の長

- ・基本給に関して、これまで5号給(本給月額994,000円)から8号給(本給月額1,211,000円)までの範囲内の号給としていたが、6号給から8号給までを削除し、平成19年4月から5号給(本給月額994,000円)とした。
- ・広域異動手当として、異動後3年間、異動距離に応じ、60km以上300km未満3%(平成19年度は2%)又は300km以上6%(平成19年度は4%)の手当を新設。

###### 理事

- ・基本給に関して、これまで4号給(本給月額922,000円)以内の号給としていたが、平成19年4月から2号給(本給月額784,000円)とした。
- ・基本給の適用号給の引き下げに伴い、兼任手当として、校長を兼任する理事に月額45,000円の手当を新設。
- ・広域異動手当として、異動後3年間、異動距離に応じ、60km以上300km未満3%(平成19年度は2%)又は300km以上6%(平成19年度は4%)の手当を新設。
- ・これらの改定等に伴う必要な経過措置を設けた。

###### 理事(非常勤)

- ・業務量の増に伴い、非常勤役員手当の月額を17,000円から45,000円に引き上げ。

###### 監事

- ・基本給に関して、これまで3号給(本給月額843,000円)以内の号給としていたが、平成19年4月から1号給(本給月額728,000円)とした。
- ・広域異動手当として、異動後3年間、異動距離に応じ、60km以上300km未満3%(平成19年度は2%)又は300km以上6%(平成19年度は4%)の手当を新設。

###### 監事(非常勤)

- ・業務量の増に伴い、非常勤役員手当の月額を17,000円から45,000円に引き上げ。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,667	千円 11,928	千円 5,307	千円 1,431 (地域手当)			
A理事	千円 14,865	千円 9,408	千円 4,186	千円 1,128 (地域手当) 142 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,187	千円 9,408	千円 3,386	千円 1,128 (地域手当) 263 (通勤手当)			*
C理事	千円 14,830	千円 10,116	千円 4,094	千円 86 (通勤手当) 420 (単身赴任手当) 112 (寒冷地手当)			
D理事	千円 14,992	千円 10,116	千円 4,264	千円 505 (地域手当) 106 (通勤手当)			
E理事	千円 14,686	千円 9,408	千円 3,965	千円 470 (地域手当) 302 (通勤手当) 540 (兼任手当)	4月1日		
F理事 (非常勤)	千円 540	千円 540	千円	千円			
A監事 (非常勤)	千円 540	千円 540	千円	千円			
B監事 (非常勤)	千円 540	千円 540	千円	千円	4月1日		

- 注1:「地域手当」は、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。  
 注2:「単身赴任手当」は、異動等に伴い、単身で生活することを常況とする役員に支給されているものである。  
 注3:「兼任手当」は、校長を兼任する理事に支給されているものである。  
 注4:「寒冷地手当」は、北海道、東北などの寒冷の地域に在勤する役員に支給されているものである。  
 注5:本表の「前職」欄の「\*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。  
 注6:本表の「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。  
 注7:千円未満切り捨ての関係から、総額が一致しない場合がある。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 3,793	年 月 3 0	H19.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、標準水準であるとして業績勘案率が決定された。	
監事A	千円 1,092	年 月 1 0	H19.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、標準水準であるとして業績勘案率が決定された。	*

- 注:本表の「前職」欄の「\*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

全国55高専が一法人となったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うとともに、共通性の高い業務についての合理化・簡素化により人件費の抑制を図る。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間の勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給させないことができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることができる。
賞与:期末勤勉 (査定分)	一定期間の勤務成績に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・本給表の改正として、初任給を中心とした若年層に限定した本給月額を引き上げ。具体的には次のとおりである。
  - ①一般職員本給表(一)
    - 改定率 1級 1.1%、2級 0.6%、3級 0.0%。4級以上改定なし
    - 初任給 172,200円(現行170,200円)
  - ②その他の本給表 一般職員本給表(一)との均衡を基本に改定(指定職員本給表を除く)
- ・広域異動手当として、異動後3年間、異動距離に応じ、60km以上300km未満3%(平成19年度は2%)又は300km以上6%(平成19年度は4%)の手当を新設。
- ・管理職手当について、定率制から本給表別・職務の級・区分別の定額制とした。
- ・扶養手当について、子等に係る支給月額を6,500円に引き上げ。
- ・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ。
- ・管理職員特別勤務手当について、管理職手当の定額化に伴う改定。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	5,526	45.9	7,148	5,125	84	2,023
事務・技術	1,912	43.1	5,584	4,062	89	1,522
教育職種 (高等専門学校教員)	3,489	47.2	8,013	5,711	81	2,302
技能・労務職種	14	52.6	5,242	3,828	69	1,414
海事職種(一)	16	49.3	6,857	4,934	101	1,923
海事職種(二)	20	44.2	5,129	3,760	87	1,369
医療職種 (栄養士)	12	56.0	6,282	4,519	40	1,763
医療職種 (看護師)	46	45.5	5,561	4,025	81	1,536
指定職員	17	65.8	14,450	10,348	72	4,102

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	37.3	6,989	5,020	150	1,969

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	63.1	3,365	2,831	106	534
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	61.6	2,941	2,481	130	460
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	64.5	3,756	3,155	83	601

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	51.0	3,331	2,412	66	919
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	33	50.3	3,214	2,324	58	890
嘱託職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注3:任期付職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)は該当者がいないため省略した。

注4:再任用職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注5:非常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)は該当者がいないため省略した。

注6:任期付職員及び非常勤職員の嘱託職員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

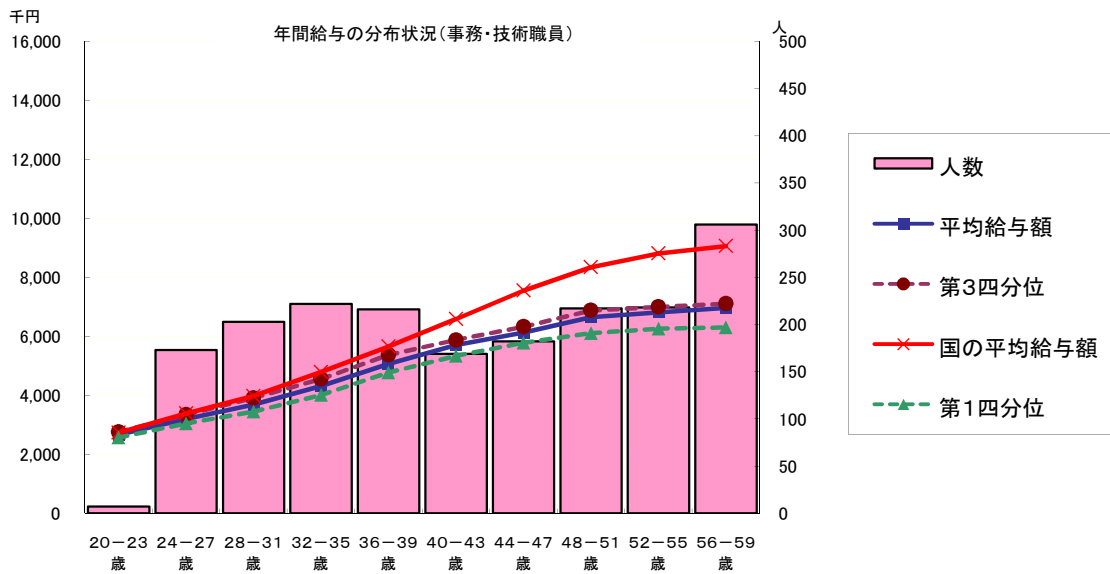
注7:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。

注8:海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。

注9:海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。

注10:指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



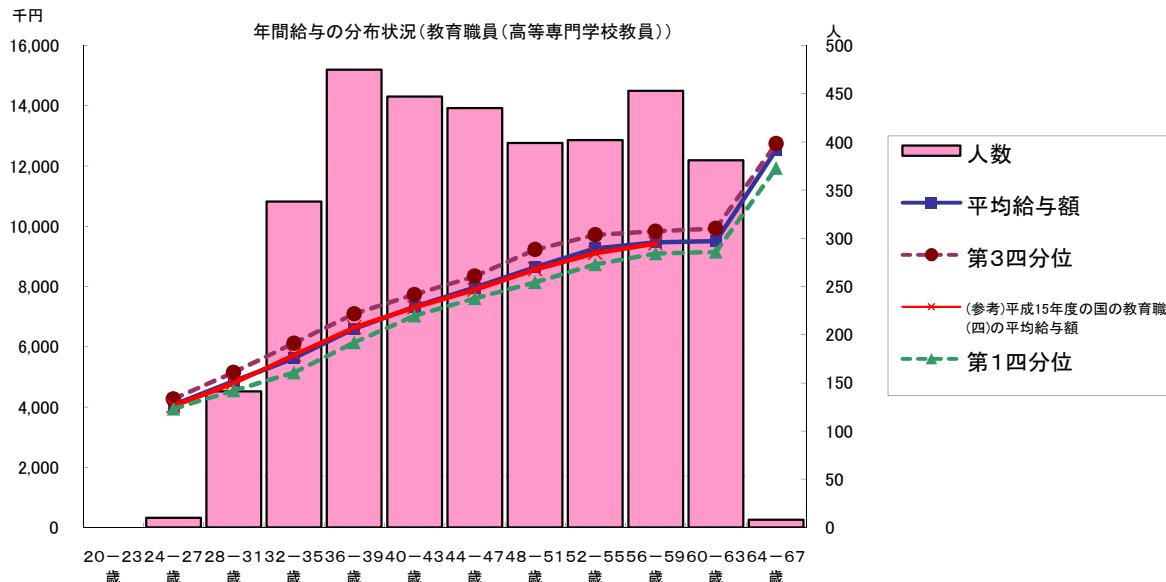
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
本部課長	5	47.9	8,447	9,084	9,746		
本部課長補佐	4	48.0	-	7,379	-		
本部係長	15	36.8	4,876	5,382	6,079		
本部主任	6	34.5	4,260	4,669	5,273		
本部係員	27	28.6	3,388	3,729	4,045		
地方部長	31	57.8	9,416	9,912	10,288		
地方課長	79	51.1	7,847	8,363	8,770		
地方課長補佐	156	54.7	6,585	6,839	7,124		
地方係長	796	48.0	5,577	6,035	6,550		
地方主任	301	43.3	4,680	5,241	5,819		
地方係員	493	30.1	3,231	3,671	4,000		

注:本部課長補佐については、該当者が4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3分位は記載していない。



## (教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
校長	25	61.1	12,004	12,471	12,898
教授	1,463	55.0	8,887	9,362	9,796
准教授	1,458	43.3	6,824	7,346	7,947
講師	280	36.6	5,309	5,812	6,252
助教	220	34.5	4,651	4,977	5,246
助手	43	42.9	4,829	5,439	6,194

## ③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(高等専門学校教員))

## (事務・技術職員(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門職員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門職員	課長
人員(割合)	1,912	191 (10.0%)	379 (19.8%)	885 (46.3%)	325 (17.0%)	60 (3.1%)	41 (2.1%)
年齢(最高～最低)		30～22	51～27	59～32	59～38	59～40	59～48
所定内給与年額(最高～最低)		3,115～ 1,847	4,212～ 2,278	5,359～ 2,751	5,929～ 4,144	6,678～ 4,585	7,645～ 5,837
年間給与額(最高～最低)		4,129～ 2,543	5,662～ 3,127	7,389～ 3,708	7,963～ 5,855	8,909～ 6,475	10,313～ 8,089

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長、事務部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	30 (1.6%)	1 (0.1%)	( ) ( )%	( ) ( )%
年齢(最高～最低)	59～53	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)	7,802～ 6,495	}	}	}
年間給与額(最高～最低)	10,744～ 9,126	}	}	}

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員(割合)」以下の事項について記載していない。

## (事務・技術職員(任期付職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門員	課長
人員(割合)	1	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長、事務部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	(%)	(%)	(%)	(%)
年齢(最高～最低)	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円

注: 該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員(割合)」以下の事項について記載していない。

## (教育職員(高等専門学校教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員(割合)	3,489	265 (7.6%)	279 (8.0%)	1,461 (41.9%)	1,459 (41.8%)	25 (0.7%)
年齢(最高～最低)		62～26	62～27	62～30	62～40	64～53
所定内給与年額(最高～最低)		4,852～ 2,783	5,856～ 3,054	6,786～ 3,307	8,987～ 4,595	10,105～ 7,039
年間給与額(最高～最低)		6,743～ 3,810	8,118～ 4,101	9,529～ 4,622	12,425～ 6,468	14,024～ 10,193

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 66.3	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 33.7	% 34.2
	最高～最低	% 42.6～31.6	% 43.7～29.7	% 43.2～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 67.3	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 32.7	% 33.6
	最高～最低	% 41.7～28.6	% 41.5～25.0	% 41.1～28.7

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 64.6	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 35.4	% 36.3
	最高～最低	% 49.4～31.8	% 47.6～30.1	% 48.5～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.6	% 33.4
	最高～最低	% 48.6～28.0	% 45.3～25.1	% 46.1～28.7



⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他法人(事務・技術職員)

82.8
77.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 82.8	
	参考	地域勘案 87.7
		学歴勘案 83.1
地域・学歴勘案 87.7		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 82% (国からの財政支出額 70,687百万円、支出予算の総額 86,250百万円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 高専は地域手当の支給されない勤務地又は支給率の低い勤務地が多く、参考指数の地域勘案においては4.9ポイントの差がでていること、また、各高専は比較的小規模な組織であり、業務の困難性、職責の重さに応じたポストを配置しているところではあるが、給与の高い管理職ポストの割合が少ないこと、さらに、比較的給与の高い管理職員は年度中での異動が多く、調査対象外となっていることから比較指標が82.8となっているものと考えられる。なお、事務・技術職員の適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 該当しない。	
	事務・技術職員の適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。	

○参考指標

(教育職員(高等専門学校教員))

平成15年度の国の教育職(四)との比較指標 100.5

○比較対象職員の状況

①事務・技術

常勤職員欄の事務・技術1,912人及び任期付職員欄の事務・技術1人 計1,913人  
1,913人の平均年齢43.1歳、平均年間給与額 5,583千円

②教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,489人  
3,489人の平均年齢47.2歳、平均年間給与額 8,013千円

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	47,060,616	48,019,525	△ 958,909	△ 2.0	△ 1,877,931	△ 3.8
退職手当支給額 (B)	7,633,699	8,006,728	△ 373,029	△ 4.7	840,061	12.4
非常勤役職員等給与 (C)	2,121,943	2,026,301	95,642	4.7	73,277	3.6
福利厚生費 (D)	5,851,662	6,226,851	△ 375,189	△ 6.0	△ 332,540	△ 5.4
最広義人件費 (A+B+C+D)	62,667,921	64,279,405	△ 1,611,484	△ 2.5	△ 1,297,132	△ 2.0

注: 千円未満切り捨ての関係から、合計額(最広義人件費)が一致しない場合がある。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費における主な増減要因

○給与、報酬等支給総額の対前年度比△2.0%については、人件費削減の取り組みとしての人員削減を実施していることや必要な専門性に合致した適任者が得られず欠員が生じたことなどの理由により、給与の年間平均支給人員数が前年度に比して減(△135人)していること、また、その他の要因として平均年齢の低下、給与構造の見直しに伴う影響などが理由として考えられる。

また、最広義人件費の対前年度比△2.5%については、主に給与、報酬等支給総額の減、退職者数の減による退職手当支給額の減等によるものである。

##### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を受けた取り組みとして、中期目標は、同閣議決定において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされ、中期計画において、平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(49,734百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね2.5%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定を行った場合は、その改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

人件費削減の進捗状況については、常勤役職員に係る人件費を中期計画において、平成20年度までに2.5%以上削減することとしており、平成19年度においては、△4.3%となっている。なお、詳細については下記の表のとおりである。

・基準年度(平成17年度)の「給与・報酬等支給総額」	48,837,144(千円)
・当年度の「給与・報酬等支給総額」	47,060,616(千円)
・当年度までの人件費削減率	△3.6%

#### (人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	48,837,144	48,019,525	47,060,616
人件費削減率 (%)		△ 1.7	△ 3.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 1.7	△ 4.3

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし